

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

茨城県知事は、難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、当該ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茨城県知事

公表日

令和7年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務
②事務の概要	<p>難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、特定医療費の支給を行う。</p> <p>[特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定医療費の支給に関する事務 ・支給認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・医療受給者証に関する事務 ・支給認定の変更に関する事務 ・支給認定の取消しに関する事務 ・資料の提供等の求めに関する事務 ・申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	難病医療システム、統合宛名管理システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、Public Medical Hub (PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
難病医療情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表131の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第71条 ・番号法19条6号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 実施する</p> <p style="text-align: right;">2) 実施しない</p> <p style="text-align: right;">3) 未定</p> <p>[実施する]</p>
②法令上の根拠	<p>[照会側]</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13の項</p> <p>[提供側]</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14の項</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表18の項</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表77の項</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表80の項</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表113の項</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表125の項</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144の項</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表161の項</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	茨城県保健医療部疾病対策課
②所属長の役職名	疾病対策課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県保健医療部疾病対策課 029-301-3220
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県保健医療部疾病対策課 029-301-3220
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input type="checkbox"/> 500人未満 <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> 発生なし <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務では、上記の他、申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力においては複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	統合宛名システムへのアクセスが可能な職員はIDとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を作成し、定期的に更新しアクセス権限の適切な管理を行っていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月15日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年12月1日時点	平成28年3月31日時点	事後	時点修正
平成28年7月15日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年12月1日時点	平成28年3月31日時点	事後	時点修正
平成29年7月6日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の97の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を	・番号法第9条第1項 別表第一の98の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を	事後	法改正
平成29年7月6日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークによる情報連携	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の26, 56の2	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の26, 56の2	事後	法改正, 主務省令改正
平成29年7月6日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	保健予防課長 根本 雄二	保健予防課長 小林 雅枝	事後	人事異動
平成29年7月6日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年3月31日時点	平成29年6月1日時点	事後	時点修正
平成29年7月6日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年3月31日時点	平成29年6月1日時点	事後	時点修正
平成30年7月6日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の26, 56の2	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の26, 56の2	事後	法改正
平成30年7月6日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	茨城県保健福祉部保健予防課	茨城県保健福祉部疾病対策課	事後	組織再編
平成30年7月6日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属	保健予防課長 小林 雅枝	疾病対策課長	事後	組織再編
平成30年7月6日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県保健福祉部保健予防課 029-301-3220	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県保健福祉部疾病対策課 029-301-3220	事後	組織再編
平成30年7月6日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県保健福祉部保健予防課 029-301-3220	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県保健福祉部疾病対策課 029-301-3220	事後	組織再編
平成30年7月6日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年6月1日時点	平成30年6月1日時点	事後	時点修正
平成30年7月6日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年6月1日時点	平成30年6月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月25日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	令和元年6月1日 時点	事後	時点修正
令和1年6月25日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	令和元年6月1日 時点	事後	時点修正
令和2年2月5日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和元年6月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	時点修正
令和2年2月5日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年6月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	時点修正
令和2年2月5日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	茨城県保健福祉部疾病対策課	茨城県保健福祉部健康・地域ケア推進課	事後	組織再編
令和2年2月5日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属	疾病対策課長	健康・地域ケア推進課	事後	組織再編
令和2年2月5日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県保健福祉部疾病対策課 029-301-3220	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県保健福祉部健康・地域ケア推進課 029-	事後	組織再編
令和2年2月5日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県保健福祉部疾病対策課 029-301-3220	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県保健福祉部健康・地域ケア推進課 029-	事後	組織再編
令和2年2月5日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月5日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	時点修正
令和6年2月5日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の26, 56の2	[提供側] ・番号法第19条第8号 別表第二の26, 56の2	事後	法改正
令和6年2月5日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	茨城県保健福祉部健康・地域ケア推進課	茨城県保健医療部健康推進課	事後	組織再編
令和6年2月5日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属	健康・地域ケア推進課長	健康推進課長	事後	組織再編
令和6年2月5日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県保健福祉部健康・地域ケア推進課 029-310-8555	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県保健医療部健康推進課 029-301-3220	事後	組織再編
令和6年2月5日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県保健福祉部健康・地域ケア推進課 029-	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県保健医療部健康推進課 029-301-3220	事後	組織再編
令和6年2月5日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	時点修正
令和6年2月5日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	時点修正
令和6年2月5日	IVリスク対策 8. 監査	[]自己点検 [O]内部監査 []外部監査	[O]自己点検 [O]内部監査 [O]外部監査	事後	時点修正
令和6年2月5日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	時点修正
令和6年2月5日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	時点修正
令和7年1月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務②事務の概要	追記	<Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る事務> ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	PMH実施による追記
令和7年1月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務③システムの名称	難病医療システム、統合宛名管理システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	難病医療システム、統合宛名管理システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、Public Medical Hub(PMH)	事前	PMH実施による追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の98の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第71条	・番号法第9条第1項 別表131の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第71条 ・番号法19条6号	事後	法改正
令和7年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	[提供側] ・番号法第19条第8号 別表第二の26、56の2及び87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第30条及び第44条 [照会側] ・番号法第19条第8号 別表第二の120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の3	[照会側] 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13の項 [提供側] 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表18の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表77の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表80の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表113の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表125の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表161の項	事後	法改正
令和7年1月31日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	茨城県保健医療部健康推進課	茨城県保健医療部疾病対策課	事後	組織再編
令和7年1月31日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属	健康推進課長	疾病対策課長	事後	組織再編
令和7年1月31日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県保健医療部健康推進課 029-301-3220	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県保健医療部疾病対策課 029-301-3220	事後	組織再編
令和7年1月31日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 連絡先	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県保健医療部健康推進課 029-301-3220	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県保健医療部疾病対策課 029-301-3220	事後	組織再編
令和7年1月31日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 時点	令和5年6月1日時点	令和6年12月1日時点	事後	時点修正
令和7年1月31日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 時点	令和5年6月1日時点	令和6年12月1日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月31日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	十分である	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年1月31日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	-	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務では、上記の他、申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力においては複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年1月31日	IVリスク対策 11. もっとも優先度が高いとされる対策	-	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年1月31日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	-	十分である	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年1月31日	IVリスク対策 11. もっとも優先度が高いとされる対策 判断の根拠	-	統合宛名システムへのアクセスが可能な職員はIDとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を作成し、定期的に更新しアクセス権限の適切な管理を行っていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式改正に伴う項目追加